

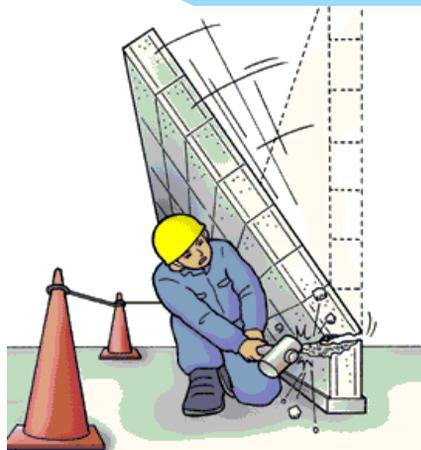
# 解体作業での労働災害を防止しましょう

平成28年中に発生した、建設業の死亡災害は**7件発生(速報値)**しており、そのうち**3件が解体工事中(コンクリート構造物の解体)**の災害です。(死亡者1名につき1件として集計)

## 1 死亡災害事例

コンクリートブロック造建屋の壁の撤去作業において、3面の撤去が終わり、残り1面の壁(高さ2.7m×長さ7.3m)の基礎部を電動ハンマーで「はつって」いたところ壁が倒壊し、作業員2名が下敷きとなったもの。

解体工事現場内において、エンジンカッターを用いてブロック壁の切断・解体作業を行っていたところ、当該ブロック壁(高さ2.4m×長さ8.0m)が倒れてきて下敷きとなったもの。



和歌山労働局 労働基準部 健康安全課  
管内各労働基準監督署

## 2 安全な作業のための準備

● **事前に解体する構造物の調査を行い、作業計画を作成し、手順書により解体方法を決定しましょう。**

● 作業を開始する前に、**作業主任者、指揮者を選任し、その者の指揮により作業を行いましょ。**

● 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、**作業員の適正配置を行い避難場所の選定を行いましょ。**

● がれき等の廃材を運搬するための**運搬経路を確保しましょ。**

● 解体で使用する機械等は、**作業開始前に点検、整備を行いましょ。**

車両系建設機械は、**1年以内ごとに1回、特定自主検査**を受け、移動式クレーンは、**年次点検、性能検査等**を受けましょ。

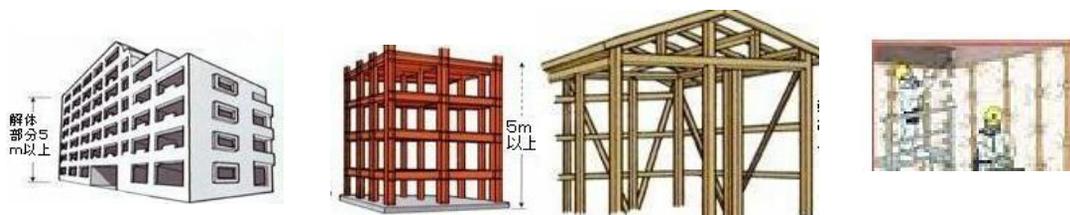
● 使用する機械等は、種類、能力等に応じ**有資格者による運転**を行いましょ。

玉掛け作業は玉掛け**技能講習修了者による作業**を行いましょ。

● 作業主任者等 **高さ5m以上のコンクリート造、鉄骨造の建築物を解体する時は、作業主任者の選任が必要です。**

● 吹き付け**石綿**の除去、石綿含有保温材及び石綿含有ボード等の撤去は、**専門業者又は有資格者**により行いましょ。

石綿除去、撤去区域は隔離しましょ。



**高さ5m以上の足場の組立て解体等を行う時は、作業主任者の選任が必要です。**

足場の組立て解体等の作業は、**特別教育修了者**で行いましょ。

木造建築物を解体する時は、**作業指揮者の選任**が必要です。

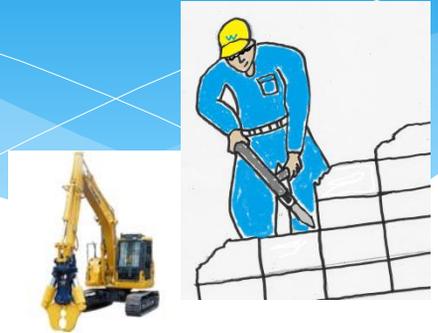
**石綿の除去、含有建材の解体は、作業主任者の選任**が必要です。

解体作業は、**特別教育修了者**で行いましょ。

### 3 作業中に注意すべき事項

#### ● コンクリート構造物の解体の際

- ★ 裏面のチェックリストを活用しましょう。
- ★ 構造物の倒壊防止対策を行きましょう。
- ★ 作業員間で連絡を取合い十分注意し作業を行きましょう。
- ★ ガラの飛散を防止しましょう。



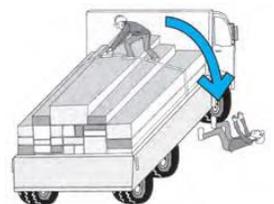
#### がれきの処理の際

- 安定の悪いがれきの上などで作業をしないようにしましょう。
- 重い物を無理に1人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺のがれきを運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品等の容器や、液漏れした機械、設備等を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材(ボード等)については、散水等により湿潤化するとともに、原則、割らずに分別し、石綿作業主任者、特別教育修了者で対応しましょう。
- 作業中の重機(車両系建設機械、移動式クレーン等)に近づかず退避しましょう。



#### 荷積みの際

- トラック等へがれきを積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラック荷台に積まれたがれきの上には乗らないようにしましょう。
- 作業の性質上、荷台等に乗る場合は、墜落防止措置を行きましょう。



#### その他の留意事項

- 解体中、吹付石綿、石綿含有保温材等を発見した場合は、作業を中断し石綿除去工事への対応、監督署及び県又は市への届出をしましょう。
- 粉じんが舞うような場所での飲食や喫煙をしないようにしましょう。

## コンクリート造等の工作物の解体作業における安全総点検チェックリスト

点 検 項 目	実 施 状 況
<b>1. 作業計画について</b>	
解体する構造物の状況（築年月、増改築の有無、構造等）、亀裂の有無、周囲の状況等について、十分調査した上で、調査結果に適應する適切な作業計画を策定しているか。	
作業の計画には、作業順序、切断方法、控え等の設置方法、使用機械の種類・能力、立入禁止区域の設定、その他の危険防止措置等の具体的な作業方法について、明示されているか。	
作業計画を関係労働者に十分周知し、当該作業計画により作業を行っているか。	
<b>2. 解体作業時の対策について</b>	
壁、柱等の切断作業は、控えワイヤー、サポート、移動式クレーン等による仮吊り等により、構造物の不測の倒壊を防止する措置を十分講じた上でやっているか。	
壁、柱等の切断作業は、解体する構造物全体のバランスを考慮した適切な切断方法で行っているか。	
壁、柱等の転倒作業は、一定の合図を行い、他の作業者が避難したことを確認した後にやっているか。	
コンクリート造の工作物の解体作業を行う作業者に対して、安全衛生教育を実施し、安全な作業方法の徹底を図っているか。	
<b>3. 作業主任者について（工作物の高さが5 m以上の場合）</b>	
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を適任し、当該作業主任者の直接指揮のもとに作業を行っているか。	
壁、柱等の切断作業開始前に、作業主任者が控えワイヤー、サポート等の措置が適切かについて確認しているか。	
壁、柱等の切断作業中は、作業主任者が作業状況を監視し、危険が生じるおそれがある場合には、作業の中止、退避等の措置を講じているか。	